

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

訴えの追加的変更申立書

令和5年1月19日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

第1 追加する請求の趣旨

請求の趣旨第4項を第5項に繰り下げ、第4項に次の請求を追加する。

被告は、別紙目録記載浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない。

第2 訴えの追加的変更申立てにかかる請求原因

本書による訴えの追加的変更の申立ては、別紙目録記載浜岡原子力発電所の3ないし5号機の運転の差止請求を追加するものである。

本件原子力発電所について、自然的立地条件に係る安全確保対策が不十分であること、本件原子力発電所における事故防止対策が十分でないこと、本件原子力発電所におけるシビアアクシデント対策及びテロ対策が不十分であること、本件原子力発電所で事故が発生した場合に想定される被害の範囲及び程度が重大であることについては、従前、本件訴訟の中で詳細に論じてきたところである。

本件原子力発電所で事故が発生した場合に想定される被害の範囲及び程度については、原子力発電所においてひとたび過酷事故が発生したときは、周辺地域のみならず日本全体に危険や多大な影響を及ぼすことは、福島第一原発の事故で明らかになったところである。

本件訴訟の原告らは、いずれも本件原子力発電所から200キロメートル以内に住所を有する者であり、中でも別紙原告目録記載の各原告は、本件原子力発電所から30キロメートル以内に住所を有する者である。

ひとたび本件原子力発電所で事故が発生した場合には、本件原子力発電所に現実的かつ実効的な避難計画が策定されていないこととも相俟って、原告らの生命・身体の安全が侵害され、又は侵害される具体的な危険があるから、原告らは、人格権に基づき本件原子力発電所の運転差止めを求める権利を有する者である。

以上

原告目録

石垣 清水

石垣 雅設

池ヶ谷 八州志

大石 和央

竹野 昇

津田 恵子

長岡 温子

奈良 達男

溝口 千津子

三橋 孝

八神 博史

八木 香代子

山田 龍次

横山 昭吾

渡辺 富士江

宮田 逸江